

議案第128号

尾道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年9月30日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案

条例第 号

尾道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(尾道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 尾道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第90号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第23条第2項中「保育士又は」を「保育士(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。))又は」に改める。

第29条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

第31条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加え、「次項」を「同項」に改める。

第44条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内にあ

る保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

第47条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加え、「次項」を「同項」に改める。

(尾道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 尾道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第22条第1項中「国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士」に改める。

(尾道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 尾道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第91号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

(尾道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 尾道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第92号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業

所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士)」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉法の一部改正により、認定を受けた都道府県又は指定都市において保育士として業務を行うことができる地域限定保育士制度が創設され、内閣府令及び厚生労働省令で定める基準が改正されることに伴い、地域限定保育士に関する規定を整備するため、その他所要の改正をするための条例改正である。